

広報

月報

人の動き

	前月比
人口	3,965人 (+8)
男	1,967人 (+4)
女	1,998人 (+4)
世帯数	1,084帯 (-2)
10月中の異動	(出生3 死亡1 転入12) (転出5 その他-1)

(昭和56年10月31日現在)



—主な目次—

- 桂が丘墓地公園完成……………2ページ
- 若い者顔負けのハッスルぶり……3ページ
- 火災予防運動……………4ページ
- 土地取引には届出を！……………5ページ
- お知らせ……………6ページ

“緑の霊園、桂が丘墓地公園完成

鹿野川、大駄場を見おろし、西方には中野、師走野地区を見渡せる絶景の丘陵に63区画が完成した。

花壇には、ツツジ・モモ・カイズカイブキ等が植えられ、“太陽と緑に囲まれた永遠の聖地、として、12月に開園する。

(写真は桂が丘墓地公園)

11月号

桂が丘墓地公園完成

絶景の地へ63区画・12月に開園

関係者から待望されていた共同墓地が、大駄場から県営林道を五〇〇メートル入ったところに、新名称、桂が丘墓地公園として、このほど完成しました。

造成された共同墓地は、全部で六三区画あり、一区画は七二平方メートル（二・二坪）、都市部の一区画二・三平方メートルに比べると二倍の広さでゆったりしております。

この墓地は、同じ姿で生れた人間が土に帰するとき、同じ姿で眠るのが当然という万霊平等



1区画(縦3.0m×横2.4m)を側面から望む

自分の所有地だからといって、個人や部落が墓地の新設、拡張をすることは、愛媛県においては認められておりません。したがって、墳墓を墓地区域以外に勝手に建立すると法律違反となり処罰されます。

墓地の必要な方は、今回造成した町営墓地に余裕がある間に申し込んで下さい。申し込み先は、町営墓地管理組合事務局（町民課保健衛生係）です。

の考え方にたち、また、墓地公園として統一美を保つという点で、墓地を設置するときは規格が定められています。

花壇には、ツツジ、モモ、ツゲ、カイヅカイブキ等、また斜面にはヒメ芝が植えられ、駐車場、水道施設も整備されています。

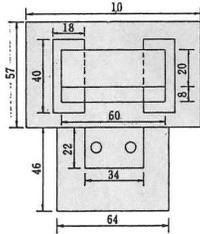
ところで、広報五月号でお知らせしておりますように墓地の造成は、市町村等の公共団体、または、法人でなければ許可されないことになっております。

分譲価格

申し込み区分	区分	使用料
昭和56年10月1日から昭和57年9月30日まで	縦3.0メートル 横2.4メートル	370,000円
昭和57年10月1日から昭和58年9月30日まで	〃	403,000円
昭和58年10月1日以降	〃	440,000円

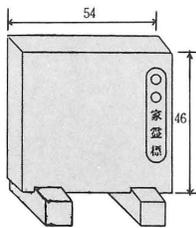
分譲価格（永代使用料）は次のとおりです。

平面図

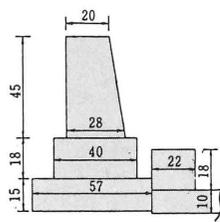


墓石規格図(単位cm)

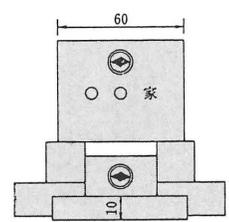
霊標姿図



側面図



正面図



※ 募集要領等を広報五月号四ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

集音マイク

○当町の上水道の水は、肱川から汲みあげられているが、川は年々よごれている。

この水洗便所は第一次処理だけで、浄化されずに流されていますね。あれっ、モーターの電源が切つてある。浄化槽のしくみは、し尿（有機物）を微生物がどんどん食べて分解し、そのあと微生物は汚泥となつて残り、きれいな水だけ出すのですよ。

モーターは、この微生物が死なないように空気を送っているのですから、とめてはいけませんね。おや、こんな強力な洗剤を使つては、微生物は死んでしまいますよ。

肱川町の水洗便所は現在、一〇三基、管理不十分なし尿浄化槽が目についた。

流される排水は飲料水になつているのだから、浄化槽の維持管理を怠るまい。

（14）町内全部のし尿浄化槽の点検および検査を実施）

○「青年を村へ残すには、農業の基盤づくりも大切だが、百姓では食えんから、しっかり勉強して出ていけよ。ではいけませんな。長男は家から勤めるように小さいときから、親が教育することが大切と思うんですが。」

（15）文教厚生委員会

若い者顔負けのハッスルぶり

第五回 老人運動会

十月二十五日、町老人クラブ連合会主催の運動会が脇川中学校体育館において行われました。

当日は朝からの雨で、老人運動会としては初めて体育館で行いましたが、意外に好評でした。

種目も「苦勞気のみ多かりき」、「出たとこに聖火」、「かかしさんごこへ」、「影を慕いて」など面白い競技に大爆笑する場面もしばしばでした。

約三百人の老人クラブ会員が参加して、各種目に一生懸命頑張りました。



後ろ気にすりゃ前ボトリ、うまくいきません

午後からは、体育館において演芸大会を行い、歌舞伎座顔負けの踊りに会員の皆さんもうっとりさせられたようでした。

また、内子町老人クラブのクラオケクラブの特別参加もあり、夕方まで歌って、踊って楽しい一日を過ごしました。

健康優良老人

二七人を表彰

老人運動会閉会式の席で、町より本年度の健康優良老人二十七人が表彰されました。

この表彰は、毎年各老人クラブから心身ともに健康な老人を推薦して、町より記念品を贈り表彰しているもので、今年はその方々が健康優良老人として表彰されました。

また、ねたきり老人を一三年間介護された岩谷の和気ヒデ子さんに対して町より記念品を贈り表彰されました。

●受賞者名

【正山】

- 奥田睦太郎 坂タケオ
- 坪田 嘉儀 中岡 義信
- 福島タケヨ 沖浦 重美

【中 央】

- 武田 力子 鉾岩チヨカ
- 曾根フサコ 大越モトエ

【小 薮】

- 堀井 嘉市 兵頭 儀市

【中 津】

- 宮岡トクヨ 二宮タヨリ

【岩 谷】

- 富永三代高 和気 久衛

【大 谷】

- 三好セヲリ 宮武 末春
- 小川卯太治 河野 ダイ
- 兵頭猪三雄

【予子林】

- 大塚 経泰 三瀬 シマ
- 伊藤 コメ 富田ミスエ
- 松田 ヌイ



役者顔負けの演技にしばしうっとり

狩猟事故・違反をなくそう

― 獵期 11月15日～2月15日まで ―

一月一五日から狩猟が解禁となりました。

例年・休猟区で狩猟をしたり、公道で実包を入れたまま銃を持ち歩いたり、禁止時間内に狩猟をした違反が目立っています。ハンターの皆さんは、こうした違反や事故を起さないよう次の点に注意しましょう。

▼ 出猟前には狩猟登録証、狩猟者記章、狩猟地図、銃砲所持許可証を持ったかどうか。また、獵場に来たときには禁止区域でないかどうか、銃の禁止時間内ではないかどうか確認する。

▼ 獲物に出合ったら、色や形、飛び方、鳴き声等をよく判断し、保護鳥獣は絶対とらない。

▼ 農耕地等作物のある土地で狩猟する場合には、土地所有者の承認を必ず得ること。また土地所有者等から請求があった場合は、狩猟者登録証を呈示する。

▼ 銃器は、出猟前に点検し、機能の完全なものを使用する。弾丸は、発射する直前まで

装填せず、発射の必要がなくなったら脱包する。

▼ 銃口は絶対に人、家畜、建物、車等に向けない。

▼ 足もとや前方、側方の安全に注意して発砲する。

▼ 集団で狩猟をするときは、共獵者の位置を確認する。

▼ 酒気を帯びて狩猟しない。

▼ 初心者には、必ず経験者といっしょに出猟して指導を受けること。

以上のほか、狩猟道徳を守って無事故で二月一五日の終了日が迎えられるようご協力をお願いいたします。



「毎日が防火デーですばくの家」

火災予防運動 11月26日～12月2日

北風と共に、火災の起こりやすい時期になりました。

そこで、今年も全国一斉に火災予防運動を展開し、国民一人一人の防火意識の高揚を図り、

火災を未然に防ぐこととしております。

肱川町及び肱川町消防団でも、この運動期間中に川上支署と協力して、火災予防の啓発、独居

火災の概況

(昭和56年10月末現在)

内訳 件数	出火月	地区	種別	程度	出火原因
1	4月	予子林	建物	半焼	子供の火遊び
2	4月	中央	建物	全焼	焚火の不始末
3	6月	予子林	建物	部分焼	煙突の構造不完全
4	8月	岩谷	林野	10アール焼失	集め焼きの火粉が飛火
5	10月	中央	建物	半焼	子供の火遊び

危険排除(ボヤ)

1	2月	中央	原野	500 m ²	焚火の不始末
2	10月	正山	原野	140 m ²	焚火の不始末

肱川町では今年四月から一〇月までに五件の火災が発生しております。過去約二年間にわたって無火災を記録していましたが、今年も例年にならぬ発生件数となっております。火災原因を見てみると、

子供の火遊びが四割を占めており、他町村より多くなっています。

特に小学校低学年、幼児のいる家庭では、火遊びをしないよう指導するとともに、原因となるマッチやライター等を子供の手の届く所へ放置しないよう、

大人の気を付けましょう。これから寒くなるにつれ、火を取り扱う機会が多くなりますから、くれぐれもご注意ください。

なお、万一火災が発生したときは、一一九番(川上支署)へ連絡してください。

火災予防

台所が火元 その大半は天ぷら火災

台所で火災発生——という、火元は、そのほとんどがコンロです。

火災件数を出火原因別にみますと、最も多いのがタバコですが、コンロによるものは、たき火、火遊びに次いで「第四位」を占めています。

冬場は、どうしても揚げ物やいため物など、油を使った料理が多くなります。また、一二月は、とくに暮れ間近になるとあわただしく、火を使っている途中に電話や来客の対応で台所を離れるといったことも、しばしば起こります。冬の台所——とくに天ぷらなど揚げ物をしているときは、十分注意してください。

「ちよつとの間だから……」 が火事のもと

「天ぷら火災」はそのほとんどが、揚げている最中に火をつけたまま「ちよつと台所を離れた」スキに起きています。

戻ったときには、なべの油が燃えていたり、その火が周りの物に移っていて、手がつけられない状態だった——体験者の多くはこう話しています。

なぜ、揚げている最中に台所を離れたか——その「原因」をみてみると……

- 電話がかかかってきて……
 - 訪ねてきた近所の人と話し込んでしまつて……
 - ほかの家事をしていて、例えば、子供が泣いたのでその世話をしている……
- 「天ぷら火災」は、このようなちよつとした心のスキから起つています。

天ぷら火災

予防メモ

油なべに火が入ったときの消火法

- ①ガスの栓を閉めましょう。(温度を下げる)
- ②ふたがあるときは、なべを倒さないように気をつけて、炎に惑わされず正確にふたをしましょう。
- ③ふたがない場合は大きめの布をぬらして、手前から覆いかぶせませす。
- ④野菜などを燃えているなべに入れるのもよいですが、あわてて投げ込んだり、水のついた物を入れると油が飛び散ってやけどをします。水にぬれていない大きな葉っぱを広げ、ふたをするようになべにかぶせませす。
- ⑤なんといっても消火器があればすく消させませす。ただ、注意したいのは、油に直接噴射しないことです。油が飛び散って思わぬやけどをすることがあります。一度なべの壁面に当ててから泡を入れるのが正しい使い方です。
- ⑥水をかけるのはやめませす。炎がよけい大きくなつたり、燃えている油があふれ出て危険です。

るときは、その都度、必ずガスの火を消すこと、ほんのちよつとだからという「油断」は禁物です。気を付けませす。

土地取引には届出を!

〓 肱川町は一町歩以上 〓

一定面積以上の土地取引をしようとするときは、「国土利用計画法」という法律によって、契約をしようとする日の六週間前までにその土地が所在する市町村を経由して知事に届出をしなければならぬことになっています。

この届出をしないで、土地取引をしたり、偽りの届出をした者については、六箇月以下の懲役または三〇万円以下の罰金に処せられたり、税法上の特典が

受けられなかったりすることがありますのでご注意ください。この制度の目的は、土地の投機的取引の排除と地価の高騰をおさえ、適正な土地利用を図ることにあります。

肱川町で届出をしなければならぬ土地の広さは、一万平方メートル(一町歩)以上です。届出書用紙等は、役場企画課にあります。

なお、くわしくは役場企画課へおたずねください。



《ご存じですか》

＝人名漢字が54字増えました＝

生まれてきた子への最初のプレゼント——それは、名前をつけてあげることです。

わたしたちは「名が体を表す」ように願いをこめて、子への深い愛情と夢をその名前に託します。ところで、この名前に使える漢字が、今年の一〇月一日から増えたのをご存じでしょうか。今まで子供の名前に使える漢字が、一、九七〇字(当用漢字表プラス人名用漢字別表・同追加表)でした。これが、常用漢字表等の制定により、二、一一一文字になりました。つまり、一四一文字増えたことになりました。

この中で、新しく人名用漢字別表に仲間入りしたのは「尠」、「朶」、「遼」などの五四字(別表参照)。

今まで認められなかった「尠夫」や「遼太郎」などの名前も

情と夢をその名前に託します。ところで、この名前に使える漢字が、今年の一〇月一日から増えたのをご存じでしょうか。今まで子供の名前に使える漢字が、一、九七〇字(当用漢字表プラス人名用漢字別表・同追加表)でした。これが、常用漢字表等の制定により、二、一一一文字になりました。つまり、一四一文字増えたことになりました。

一口医学

冬の寒い時期になると健康を損なう(とくに風邪をひく)ことが多くなります。健康を保つために気をつけたいのは、適度な運動と毎日の食事のあり方です。正しい栄養知識を身につけ、バランスのとれた正しい食生活に心がけましょう。

気温が低ければ、体を温めるために、それだけ多くのエネルギーが必要で、そのために冬は、ほかの季節より一〇パーセントくらい多くのエネルギーをとらなければなりません。

エネルギー源でもあります。その発生熱は直接体温になり、保温に役立ちます。さらに新鮮な野菜や果物はビタミン・ミネラルの補給源ですが、この時期は不足しがちな

O Kになりました。名前が「もう一つの顔」として

≡ 人名用に新採用の54字 ≡

- | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |
| 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 | 尠 | 朶 | 遼 |

冬の健康と 食生活

エネルギー源でもあります。その発生熱は直接体温になり、保温に役立ちます。さらに新鮮な野菜や果物はビタミン・ミネラルの補給源ですが、この時期は不足しがちな

れますので、とくに心がけて食べるようにしましょう。ところで冬の食事は、どんなに栄養の条件がそろっていても、冷たくては困ります。この点、温まりながら楽しく食べるなべ料理は冬にふさわしいといえます。ただ、量を過ぎがちですから、塩分のとりすぎが心配されます。塩味の代わりにポン酢や薬味の工夫でおいしく食べるようにしましょう。

同時に、三回の食事をきちんと食べて、なるべく胃を空にしないことも防寒のために大切です。

て、一生ついてまわるもの。それぞれの思いをこめて、ステキな名前を考えてあげたいものです。

ハンターの皆さんへお願い

電話線に発砲しないでください

毎年、狩猟シーズンになると各地でハンターの散弾銃による電話線の被害が目立って多くなります。

もし、電話線に散弾が打ちこまれると次のような故障がおこりますので充分ご注意ください。

- ▼ 電話線に「きず」があると、時々話しがとぎれることがある。
- ▼ 散弾が外被を傷つけると、風雨により浸水し、多数の回線が故障となる。
- ▼ 電話線に損傷を与えると復旧費用を請求する。

▼ 銃弾の被害地域が山間部のため、故障箇所の発見、修理に多くの日時と費用を要し、この間通信ができなくなりま

▼ このような故障を起こさないため、ハンターの方は、発砲するとき、近くに電話線がないことをよく確かめるようにしてください。

▼ 通信線が断線することがあ

—— 日本電信電話公社 ——

無線機は免許を受けて 使いましょう

無線機を使うときは、郵政大臣の免許を受けなければなりません。これに違反した者は、これまでは、無線局を運用したときにはじめて罰せられました。このたびの電波法の改正により、無線局を開設しただけでも、一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処せら

れることになりました。例えば、トラック等の自動車の運転席に免許を受けないで無線機を取り付け、電波を放射できる状態とした者は、処罰されることになりました。(五八年一月一日から罰則が適用されます。)

不法電波を追放しましょう。

— 四国電波管理局 —

三人権の共存

互いに相手の立場を考えて
豊かな人間関係をつくろう



人権週間
12月4日
～10日

年賀状は

一月二〇日まで

年末は、非常に多くの郵便物が差し出される時期です。

郵便局では、これら大量の郵便物をスムーズに処理するため、いろいろと準備を整えておりますが、次の点について皆様方の御協力をお願いいたします。

- 年賀状は早めに準備し一月二〇日までにお出しください。
- 小包を年末に配達するためには、おそくとも一月一五日までにお出しください。
- 私製の年賀状や普通の官製はがきには「年賀」と朱書してください。
- 受取人及びあなたの郵便番号を正しくはっきりとお書きください。

● 受取人及びあなたの郵便番号を正しくはっきりとお書きください。

- あて名は、番地まで詳しくお書きください。
- 特にお子様や同居者の場合は「〇〇様方」と肩書きを入れてください。
- 郵便受箱には御家族全員のお名前を書いてください。
- 大切な郵便物を守るため各戸に郵便受箱をお取り付けください。
- 郵便局では規格品を一、九〇〇円であっせんしています。

—— 肱川郵便局 ——

◇心配ごと相談◇ “お気軽に相談所へ”

◎相談時間
午前9時～16時

◎相談場所
町公民館心配ごと相談室
(肱川町社会福祉協議会)

相談日	担当相談員
11月25日	兵頭(定)、桜田
12月5日	山中、二宮、福田
12月15日	宮本、松田
12月25日	藏田、沖野

相談員の自宅相談も受けけます

● 人権法律相談

とき 一月一五日
午前九時～一六時
ところ 肱川町公民館
相談員 都谷委員
飛野委員
法務局大洲支局

● ムシ歯予防教室

とき 二月一五日(火曜日)
午前九時三〇分～
一一時三〇分
ところ 肱川町公民館
希望者には通知書を送付しています。忘れないように。

● 乳児健康相談

とき 二月一五日(火曜日)
午後一時～三時
ところ 肱川町公民館

● 行政相談

とき 一月二五日
午前九時～一六時
ところ 肱川町公民館
相談員 行政相談委員
福田委員

お誕生おめでとう
ごさいます

白 石 寺岡 修さん
二男 裕 治ちゃん

汗 生 森 吉満さん
長女 あすかちゃん

上鹿野川 板倉 勉さん
長男 勲 ちゃん

こめいふくを
お祈りいたします
汗 生 高本 正幸さん
(59才)